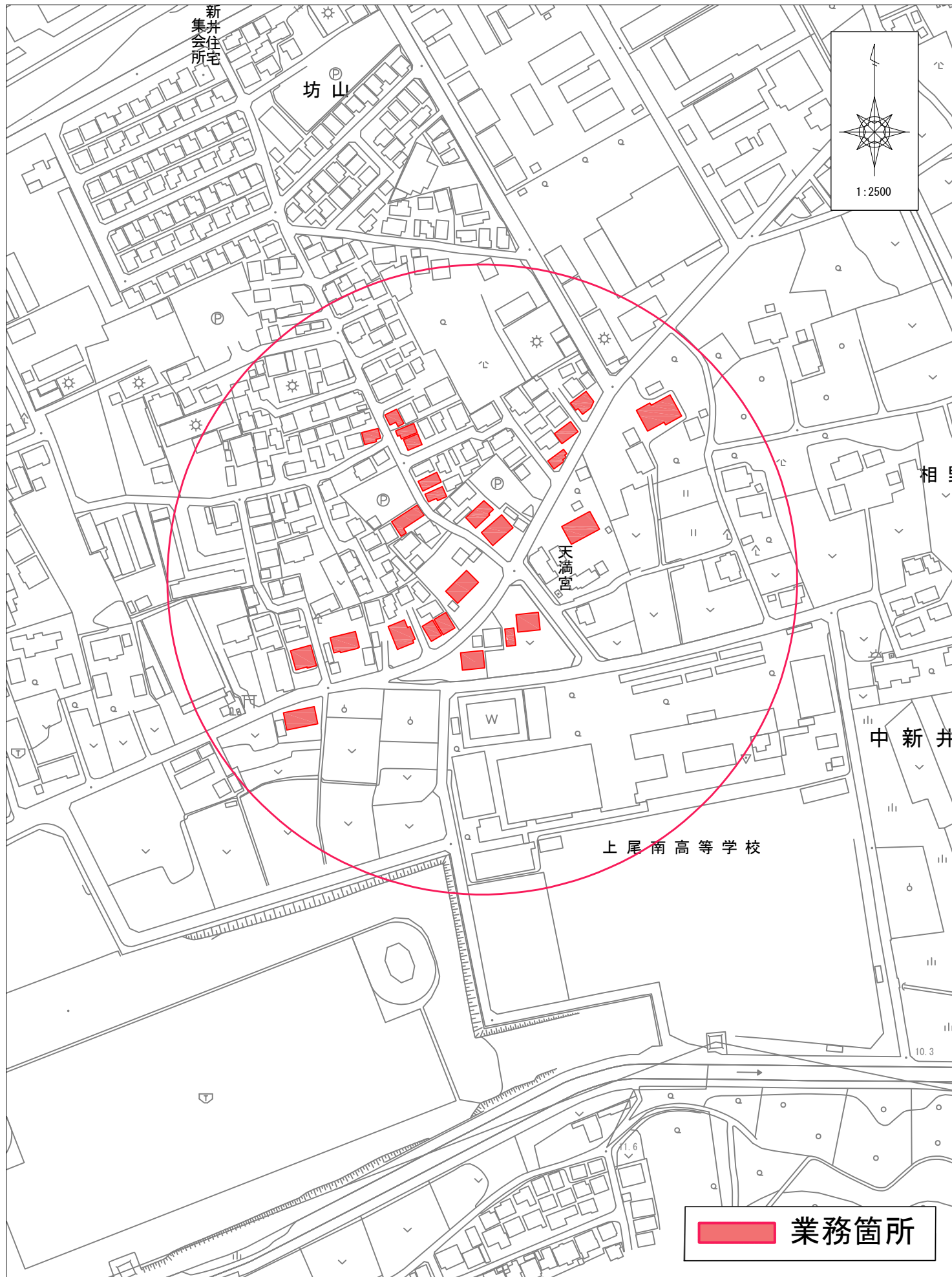


令和 8 年度								委 託 仕 様 書							
委託業務の名称				8 - 1 地盤変動影響事後調査復旧費積算業務											
業 務 場 所				上尾市大字中新井地内											
路 河 川 名 称															
事 業 名															
委 託 大 要															
打合せ協議				1 式											
地盤変動影響事後調査〔木造建物〕70㎡未満				2 棟											
地盤変動影響事後調査〔木造建物〕70㎡以上130㎡未満				4 棟											
地盤変動影響事後調査〔非木造建物〕200㎡未満				1 棟											
地盤変動影響事後調査〔附帯工作物等〕100㎡未満				1 7 箇所											
復旧費積算〔木造建物〕70㎡未満				2 棟											
復旧費積算〔木造建物〕70㎡以上130㎡				4 棟											
復旧費積算〔非木造建物〕200㎡未満				1 棟											
復旧費積算〔附帯工作物等〕100㎡未満				1 7 箇所											
費用負担説明等				2 4 権利者											

変 更 理 由							
備 考							
地 区	県南(北本県土整備)		労務費補正	1.00	機械経費（賃料）補正	1.00	
単価適用年月	令和08年07月01日付 公共						
工 期	当初	自		至			
		日数					
	変更				至		
経費適用年月	公共委託 令和07年度						
工 種	物件調査業務						
施 工 地 域							
設 計	当 初 金 額			変 更 金 額			
	委 託 価 格						
	消 費 税 相 当 額						
	合 計						
請 負	委 託 価 格						
	消 費 税 相 当 額						
	合 計						
	請 負 増 減 額						
週休2日区分							

位置図



業務委託料内訳書					
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
物件調査業務02	1	式			
直接原価	1	式			
直接人件費	1	式			
打合せ協議	1	式			
打合せ協議（地盤変動影響調査）	1	式			
打合せ協議〔地盤変動影響調査・基本額〕 地盤変動影響調査	1	業務			代 1 号
打合せ協議〔地盤変動影響調査・加算額〕	24	権利者			代 2 号
地盤変動影響調査	1	式			
地盤変動影響事後調査	1	式			
地盤変動影響事後調査〔木造建物〕 木造建物 A 事前調査済み 70m2未満	2	棟			代 3 号
地盤変動影響事後調査〔木造建物〕 木造建物 A 事前調査済み 70m2以上130m2未満	4	棟			代 4 号
地盤変動影響事後調査〔非木造建物〕 非木造建物 A 事前調査済み 200m2未満	1	棟			代 5 号
地盤変動影響事後調査〔附带工作物等〕 事前調査済み 100m2未満	17	箇所			代 6 号
復旧費積算	1	式			

業務委託料内訳書					
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
復旧費積算〔木造・木造特殊建物〕 木造建物 70m2未満	2	棟			代 7 号
復旧費積算〔木造・木造特殊建物〕 木造建物 70m2以上130m2未満	4	棟			代 8 号
復旧費積算〔非木造建物〕 200m2未満	1	棟			代 9 号
復旧費積算〔附帯工作物等〕 100m2未満	17	箇所			代 10 号
費用負担説明等	1	式			
費用負担説明等 説明資料の作成等	24	権利者			代 11 号
費用負担説明等 費用負担説明(建物等)	7	権利者			代 12 号
費用負担説明等 費用負担説明(工作物のみ)	17	権利者			代 13 号
直接原価計	1	式			
その他原価	1	式			
業務原価	1	式			
一般管理費等	1	式			
業務価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			

業務委託料内訳書

[illegible]

8 - 1 地盤変動影響事後調査復旧費積算業務

第 1 号 代価表 打合せ協議〔地盤変動影響調査・基本額〕 地盤変動影響調査 1 業務 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（ A ）		人			
技師（ B ）		人			
技師（ C ）		人			
材料費等		%			
交通費		%			
計					
単位当たり					
[条件] 調査内容 地盤変動影響調査					

8 - 1 地盤変動影響事後調査復旧費積算業務

第 2 号 代価表					
打合せ協議〔地盤変動影響調査・加算額〕					
1 権利者 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（A）		人			
技師（B）		人			
材料費等		%			
交通費		%			
計					
単位当たり					

8 - 1 地盤変動影響事後調査復旧費積算業務

第 3 号 代価表 地盤変動影響事後調査〔木造建物〕 木造建物 A (事前調査済み , 70m2未満) 1 棟 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師 (A)		人			
技師 (B)		人			
技師 (C)		人			
技術員		人			
材料費等		%			
交通費		%			
計					
単位当たり					
[条件] 区分 木造建物 A 調査形態区分 事前調査済み			建物延面積	70m2未満	

8 - 1 地盤変動影響事後調査復旧費積算業務

第 4 号 代価表 地盤変動影響事後調査〔木造建物〕 木造建物 A (事前調査済み , 70m2以上130m2未満) 1 棟 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師 (A)		人			
技師 (B)		人			
技師 (C)		人			
技術員		人			
材料費等		%			
交通費		%			
計					
単位当たり					
[条件] 区分 木造建物 A 調査形態区分 事前調査済み			建物延面積	70m2以上130m2未満	

8 - 1 地盤変動影響事後調査復旧費積算業務

第 5 号 代価表 地盤変動影響事後調査〔非木造建物〕 非木造建物 A (事前調査済み ,200m2未満) 1 棟 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（ A ）		人			
技師（ B ）		人			
技師（ C ）		人			
技術員		人			
材料費等		%			
交通費		%			
計					
単位当たり					
[条件] 区分 非木造建物 A 調査形態区分 事前調査済み			建物延面積	200m2未満	

8 - 1 地盤変動影響事後調査復旧費積算業務

第 6 号 代価表 地盤変動影響事後調査〔附帯工作物等〕 (事前調査済み, 100m2未満) 1箇所 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（A）		人			
技師（B）		人			
技師（C）		人			
技術員		人			
材料費等		%			
交通費		%			
計					
単位当たり					
[条件] 敷地面積 100m2未満			調査形態区分	事前調査済み	

8 - 1 地盤変動影響事後調査復旧費積算業務

第 7 号 代価表 復旧費積算〔木造・木造特殊建物〕 木造建物 (, 70m2未満) 1 棟 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（A）		人			
技師（C）		人			
技術員		人			
材料費等		%			
計					
単位当たり					
[条件] 区分 木造建物 1.000 被害補正			建物延面積 70m2未満		

8 - 1 地盤変動影響事後調査復旧費積算業務

第 8 号 代価表 復旧費積算〔木造・木造特殊建物〕 木造建物 (, 70m2以上130m2未満) 1 棟 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（A）		人			
技師（C）		人			
技術員		人			
材料費等		%			
計					
単位当たり					
[条件] 区分 木造建物 1.000 被害補正			建物延面積	70m2以上130m2未満	

8 - 1 地盤変動影響事後調査復旧費積算業務

第 9 号 代価表 復旧費積算〔非木造建物〕 (,200m2未満) 1 棟 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（A）		人			
技師（C）		人			
技術員		人			
材料費等		%			
計					
単位当たり					
[条件] 建物延面積 200m2未満			1.000	被害補正	

8 - 1 地盤変動影響事後調査復旧費積算業務

第 10 号 代価表 復旧費積算〔附帯工作物等〕 (,100m2未満) 1 箇所 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（A）		人			
技師（C）		人			
技術員		人			
材料費等		%			
計					
単位当たり					
[条件] 敷地面積 100m2未満			1.000	被害補正	

8 - 1 地盤変動影響事後調査復旧費積算業務

第 11 号 代価表					
費用負担説明等 説明資料の作成等					
1 権利者 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師（A）		人			
技師（C）		人			
材料費等		%			
計					
単位当たり					
[条件] 業務内容区分 説明資料の作成等					

8 - 1 地盤変動影響事後調査復旧費積算業務

第 12 号 代価表					
費用負担説明等 費用負担説明(建物等)					
1 権利者 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師 (A)		人			
技師 (C)		人			
材料費等		%			
交通費		%			
計					
単位当たり					
[条件] 業務内容区分 費用負担説明(建物等)					

8 - 1 地盤変動影響事後調査復旧費積算業務

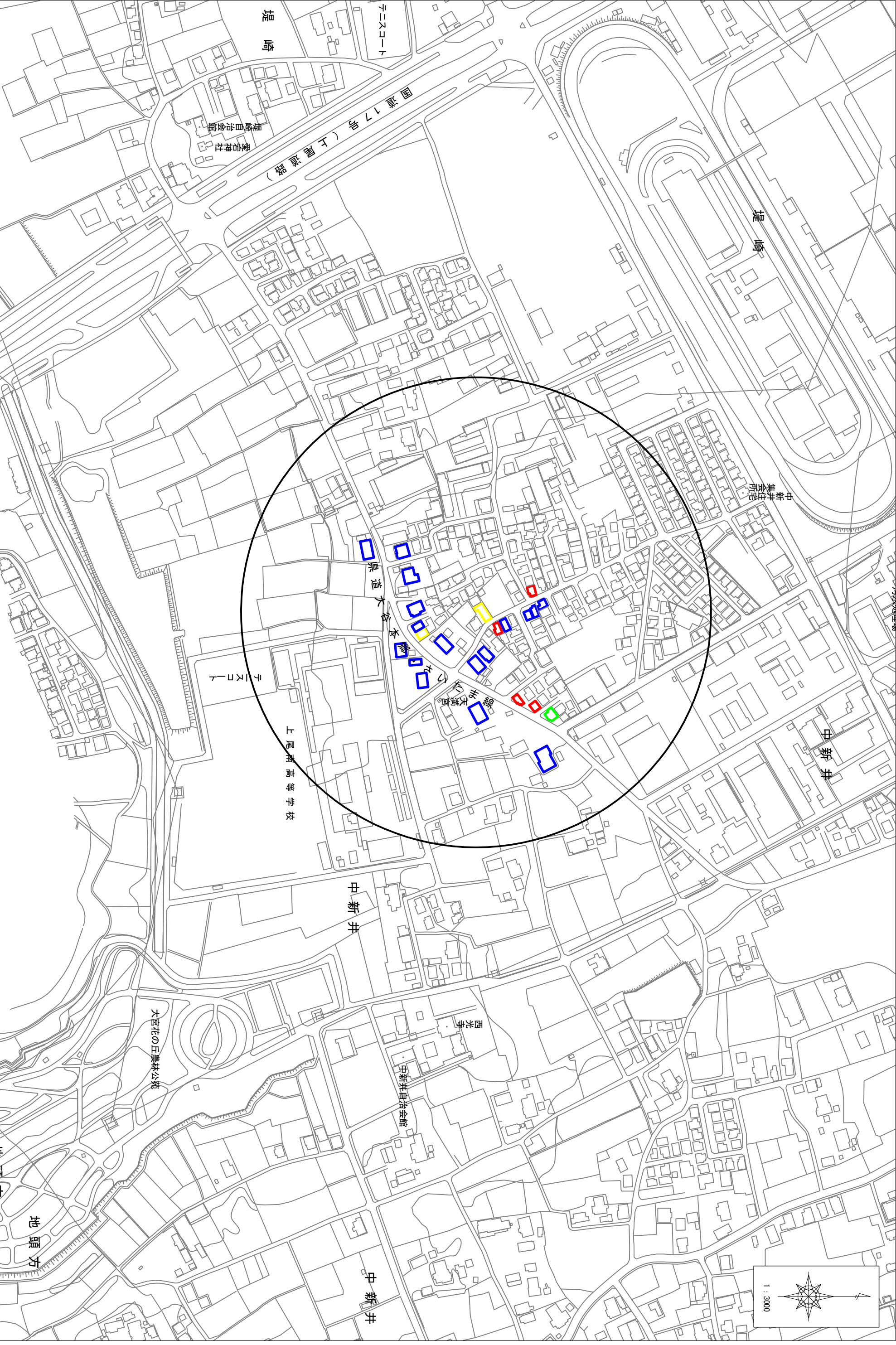
第 13 号 代価表					
費用負担説明等 費用負担説明(工作物のみ)					
1 権利者 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
技師 (A)		人			
技師 (C)		人			
材料費等		%			
交通費		%			
計					
単位当たり					
[条件] 業務内容区分 費用負担説明(工作物のみ)					

[illegible]

調 書

打合せ協議 〔地盤変動影響調査〕		1 式
打合せ協議 〔地盤変動影響調査・基本額〕		1 業務
打合せ協議 〔地盤変動影響調査・加算額〕		24 権利者
地盤変動影響事後調査		1 式
地盤変動影響事後調査 〔木造建物〕	木造建物A、70㎡未満	2 棟
地盤変動影響事後調査 〔木造建物〕	木造建物A、70㎡以上130㎡未満	4 棟
地盤変動影響事後調査 〔非木造建物〕	非木造建物A、200㎡未満	1 棟
地盤変動影響事後調査 〔附帯工作物等〕	100㎡未満	17 箇所
復旧費積算		1 式
復旧費積算 〔木造建物〕	70㎡未満	2 棟
復旧費積算 〔木造建物〕	70㎡以上130㎡未満	4 棟
復旧費積算 〔非木造建物〕	200㎡未満	1 棟
復旧費積算 〔附帯工作物等〕	100㎡未満	17 箇所
費用負担説明等		1 式
費用負担説明等 〔説明資料の作成等〕		24 権利者
費用負担説明等 〔費用負担説明(建物等)〕		7 権利者
費用負担説明等 〔費用負担説明(工作物のみ)〕		17 権利者

木造建物 (70 m²未満) 木造建物 (70m²以上130m²未満) 非木造建物 (200 m²未満) 附帯工作物 (100 m²未満)



地盤変動影響調査等特記仕様書（事後調査）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この特記仕様書は、上尾市が「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日建設事務次官通知）（以下「事務処理要領」という。）第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査（以下「事後調査」という。）及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定並びに費用負担の説明に係る業務（以下「地盤変動影響調査等」という。）を委託する場合の内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

（用語の定義）

第2条 用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」とは、地盤変動影響調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二 「監督員」とは、土木設計業務等委託契約約款（以下「約款」という。）第9条に定める者をいう。
- 三 「検査員」とは、完了検査において検査を実施する者をいう。
- 四 「管理技術者」及び「照査技術者」とは、地盤変動影響調査等の業務に関し7年以上の実務経験を有する者又はこの地盤変動影響調査等の業務に関する補償業務管理士（（一社）日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）等、約款第10条及び第11条により、受注者が発注者に届け出た者をいう。
- 五 「権利者」とは、土地又は建物及びその他工作物の所有者並びに所有権以外の権利を有する者をいう。
- 六 「指示」とは、発注者側の発議により監督員又は検査員（以下「監督員等」という。）が受注者に対し、監督員等の所掌業務に関する方針、基準及び計画等を示して実施させることをいい、原則として、書面により行うものとする。
- 七 「協議」とは、監督員と受注者とが相互の立場で地盤変動影響調査等の内容又は取扱い等について合議することをいう。
- 八 「報告」とは、受注者が地盤変動影響調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて監督員に報告することをいう。
- 九 「調査」とは、建物及びその他工作物（以下「建物等」という。）の現状等を把握するための現地

踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。

十 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、費用負担額算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

（業務従事者の資格）

第3条 受注者は、管理技術者及び照査技術者の管理の下に、地盤変動影響調査等に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を置かなければならない。

（個人情報の取扱い）

第4条 受注者は、当該業務に従事している者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条、第67条、第180条及び第181条の規定の内容を周知し、当該従事者から誓約書の提出を受けなければならない。

2 発注者は、受注者に対し、前項の規定により従事者から提出されたら誓約書の写しの提出を求めることができる。

第2章 地盤変動影響調査等の実施手続き

（地盤変動影響調査の施行の原則）

第5条 受注者は、約款及びこの特記仕様書等に準拠し、調査区域内の土地の権利者及び隣接する土地の権利者等（以下「関係人」という。）並びに関係ある他の官公署と協調を保ち、監督員の指示を受けて正確かつ誠実に地盤変動影響調査等を行うとともに、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きを迅速に処理しなければならない。
- 二 地盤変動影響調査等で知り得た権利者の事情及び成果物の内容を他に漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。
- 三 地盤変動影響調査等が権利者の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者からの要望、陳情等があった場合には、十分その意向を把握した上で、速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

2 受注者は、費用負担の説明に当たっては、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一 権利者に対し、事業に対する理解と協力が得られるよう権利者の意見を十分聴取して、その後の進め方に資するものとする。

二 権利者に対し、破損の状況及び復旧の方法等について十分な説明を行い、費用負担について基本的な納得が得られるよう努めるものとする。

（提出書類）

第6条 受注者は、次の各号に掲げる書類を、監督員の指定する期日までに提出しなければならない。

- 一 業務着手届
- 二 管理技術者・照査技術者 通知書
- 三 経歴書
- 四 業務工程表
- 五 その他発注者が必要と認める書類

2 受注者は、地盤変動影響調査等が完了したときは、速やかに関係図書を点検整備し、必要な書類を整えて、監督員に提出しなければならない。

（現地踏査）

第7条 受注者は、地盤変動影響調査等の着手に先立ち調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

（監督員の指示等）

第8条 受注者は、地盤変動影響調査等の実施に先立ち、管理技術者及び照査技術者を立ち会わせてうえ監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、地盤変動影響調査等の実施に当たりこの特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとする。

（協議、報告及び指示）

第9条 受注者は、当該業務において監督員に対して行う協議及び報告は、協議（報告）書を作成しこれを提出することにより行うものとする。

2 監督員は、前項に定める協議（報告）書が提出され、それに対する指示を行うときは、同書類に指示事項を記入し受注者に交付することにより行うものとする。

3 協議（報告）書には、受注者、監督員それぞれ署名押印することとする。

（作業計画の策定）

第10条 受注者は、地盤変動影響調査等を着手するに当たっては、この特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとする。

2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

（関係図書の貸与）

第11条 受注者は、業務を実施するに当たって必要な関係図書等を発注者から貸与を受けるものとする。

2 貸与を受ける関係図書等及びその数量は、関係図書等貸出簿により行うものとする。

3 受注者は、関係図書等を受領したときは、関係図書等受領書を発注者に提出するものとする。

4 受注者は、業務が完了したときは、完了した日から速やかに関係図書等返納書とともに貸与された関係図書等を発注者に提出するものとする。

（立入り及び立会い）

第12条 受注者は、地盤変動影響調査等のために権利者の占有する土地、建物等に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ、権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。

3 受注者は、地盤変動影響調査等を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

（身分証明書の携帯）

第13条 受注者は、発注者から交付された身分証明書を地盤変動影響調査等に従事する者に常時携帯させるものとする。

2 地盤変動影響調査等に従事する者は、関係人から請求があつたときは、身分証明書を提示しなければならない。

（算定資料）

第14条 受注者は、損害等が生じた建物等の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める費用負担単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない費用負

担単価等については、発注者と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

（監督員への進捗状況の報告）

第15条 受注者は、地盤変動影響調査等の進捗状況について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち会わせるものとする。

（成果物の一部提出等）

第16条 受注者は、地盤変動影響調査等の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 受注者は、前項で提出した成果物について監督員が確認を行うときは、管理技術者を立ち会わせるものとする。

3 受注者は、発注者が必要と認めたものについては、監督員の指示により第27条及び第37条に定める成果物の提出に先立って、仮提出をしなければならない。

（検査）

第17条 受注者は、検査員が地盤変動影響調査等の完了検査を行うときは、管理技術者及び照査技術者を立ち会わせるものとする。

2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、監督員からの指示に速やかに従うものとする。

第3章 地盤変動影響調査

第1節 調査

（建物等の計測）

第18条 建物及びその他工作物（以下「建物等」という。）の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第3位（小数点以下第4位を四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第3位の計測が困難なものは、この限りではない。

2 建物等の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

（図面等に表示する数値及び面積計算）

第19条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するもの

とする。

2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第6位まで算出し、小数点以下第2位（小数点第3位を切捨て）までの数値を求めるものとする。

3 建物等の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。

4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

（事前調査における一般的事項）

第20条 受注者は、事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物等の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。

- 一 建物の敷地ごとに建物等（工作物については主たるもの）の敷地内の位置関係
- 二 建物等ごとに実測による間取り平面及び立面
- 三 建物等の所在及び地番並びに建築年月日並びに所有者の氏名及び住所

ただし、現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。

- 四 その他第25条の調査書及び図面の作成に必要な事項

（事前調査における損傷調査）

第21条 受注者は、第20条に規定する調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査（以下この条において「調査」という。）を行うものとし、調査は原則として、次の部位別に行うものとする。

- 一 基礎
- 二 軸部
- 三 開口部
- 四 床
- 五 天井
- 六 内壁
- 七 外壁
- 八 屋根
- 九 水回り
- 十 外構

2 基礎についての調査は、次により行うものとする。

- 一 建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の4方向を水準測量で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な建物等を定め、併せて計測を行う。
- 二 コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、亀裂等の発生箇所及び状況（最大幅及び長さ）を計測する。
- 三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。
- 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

3 軸部（柱及び敷居）についての調査は、次により行うものとする。

- 一 原則として、すべての傾斜の程度を傾斜計で計測する。
- 二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。
- 三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。
- 四 計測の単位は、ミリメートルとする。

4 開口部（建具等）についての調査は、次により行うものとする。

- 一 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、不良箇所すべてを計測する。
- 二 計測箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。
- 三 建具の開閉が滑らかに行えないもの若しくは不能なもの又は施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。
- 四 計測の単位は、ミリメートルとする。

5 床についての調査は、次により行うものとする。

- 一 えん甲板張り等の居室（畳敷の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。
- 二 床仕上げ材に亀裂、縁切れ、剥離又は破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。
- 三 束、大引又は根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
- 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。

6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏り等のシミ等が発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。

7 内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときの調査は、次により行うものとする。

- 一 原則として、すべてのちり切れを計測する。

二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。

8 内壁に亀裂が発生しているときの調査は、次により行うものとする。

一 原則として、全ての亀裂の計測（最大幅、長さ及び分岐点幅）をする。

二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

三 亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏り等のシミが生じているときは、その形状及び大きさの調査をする。

9 外壁に亀裂等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。

一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2か所程度を計測する。

二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。

10 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときの調査は、当該建物の屋根伏図を作成し、次により行うものとする。

一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。

二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。

11 水回り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。

一 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張り等に亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときの調査は、全ての損傷について第8項に準じて行う。

二 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況等を調査する。

12 外構（テラス、コンクリート叩き、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときの調査は、前十一項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。

（写真撮影）

第22条 前条に規定する建物等の各部位の調査に当たっては、次により写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。

一 カラーフィルム又は修正、書き込み、削除等の防止措置がされたSDカード（デジタルカメラ対応 改ざん防止メディアを使用する場合に限る。）を使用する。

二 事前調査時においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影する。

イ 四方からの外部及び屋根

ロ 各室

三 前条の調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。

イ 調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名

ロ 損傷名及び損傷の程度（計測）

ハ 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

（事後調査のお知らせ）

第23条 受注者は、事後調査について、発注者、または必要に応じ工事請負者と打合せを行い、事後調査のお知らせを作成するものとする。

2 受注者は、事後調査のお知らせを建物等所有者に配布するとともに、その内容について説明するものとする。

（事後調査における損傷調査）

第24条 受注者は、事前調査を行った損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、その状態及び程度を第20条、第21条及び第22条の定めるところにより調査を行うものとする。

2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、第20条の事前調査における一般的事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。

第2節 調査書等の作成

（事前調査書等の作成）

第25条 受注者は、事前調査を行ったときは、次の書類及び図面を作成し、又は徴取するものとする。

一 調査区域位置図

二 調査区域平面図

三 建物等調査一覧表

四 建物等調査図（平面図、立面図等）

五 建物等調査書

六 損傷調査書

七 写真集等

八 建物等高低差レベル測定調査報告書及びレベル測定点写真

九 調査立会確認書

十 調査立会委任状

十一 調査辞退書

（事後調査書等の作成）

第26条 事後調査を行ったときは、第25条の調査書及び図面を基に損傷箇所の変化及び新たに発生した損傷について、事前調査までの成果を基に、第25条第一号及び第二号については異同を明示し、同条第三号から第八号までについては事前調査成果を転記し、前条に準じて第25条各号の調査書及び図面を作成するものとする。

（調査業務の完了）

第27条 受注者は、調査結果に基づいて、次に掲げる資料等を綴り込み、成果物として、発注者に提出し、確認を受けるものとする。

- 一 調査区域位置図
- 二 調査区域平面図
- 三 建物等調査一覧表
- 四 建物等調査図（平面図、立面図等）
- 五 建物等調査書
- 六 損傷調査書
- 七 写真集等
- 八 建物等高低差レベル測定調査報告書及びレベル測定点写真
- 九 調査立会確認書
- 十 調査立会委任状
- 十一 調査辞退書
- 十二 その他必要と認められるもの

2 前項の成果物は、事前調査にあつては事前調査報告書を、事後調査にあつては事後調査報告書を建物別（建物単位）に編集し、表紙に年度、工事名、箇所（地区）名、業務の名称及び受注者名等を記載するとともに目次を付したうえ、容易に取り出すことが可能な方法によりファイルして提出するものとする。この場合において、事前調査又は事後調査の実施に当たり使用した調査表等の原簿を併せて発注者に提出するものとする。

第3節 算定

（費用負担の要否の検討）

第28条 費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討して、損傷箇所

の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事の施行によるものと認めたものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、若しくは損壊したことにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

2 受注者は、前項の検討結果については、速やかに監督員に報告するものとする。

（費用負担の内容）

第29条 費用負担の内容は、次により判断するものとする。

一 費用負担の内容は、原則として、損害等が生じた建物等を従前の状態に修復し、又は復元すること（以下「原状回復」という。）に要する費用とする。この場合において、原状回復は、建物等の使用目的及び使用状況並びに損害等の発生箇所及び発生状況並びに建物等の経過年数等を総合的に判断して、技術的及び経済的に合理的かつ妥当な範囲で行う。

二 前号により負担する原状回復に要する費用は、次に掲げる方法のうち技術的及び経済的に合理的と認めるものによる費用とする。

イ 建物等の損傷箇所を補修する方法（建物等に生じた損傷が構造的損傷を伴っていないため、主として壁、床、天井等の仕上げ部を補修することによって原状回復を行う方法）

ロ 建物等の構造部を矯正する方法（建物等に生じた損傷が構造的損傷を伴っているため、基礎、土台、柱等の構造部を矯正した上で上記イの補修をすることによって原状回復を行う方法）

ハ 建物等を復元する方法（建物等に生じた損傷が建物等の全体に及び、上記イ及びロに掲げる方法によっては原状回復することが困難であるため、従前の建物等に照応する建物等を建設することによって原状回復を行う方法）

（計算数値の取扱い）

第30条 建物等の費用負担額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。

一 数量計算の集計は、建物等の費用負担額算定書等に計上する項目ごとに行う。

二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。

三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって

行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

（建物等の費用負担額算定等に計上する数値）

第31条 建物等の費用負担額算定書等に計上する数値（価格に対応する数量）は、次によるもののほか、第18条による計測値を基に算出した数値とする。

一 建物等の面積は、第19条第2項で算出した数値とする。

二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第二号及び第三号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

（費用負担額等の端数処理）

第32条 費用負担額の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次によるものとする。

一 費用負担額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100円未満のとき	1円未満切り捨て
100円以上 10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

二 建物等の費用負担額の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。

三 建物の1平方メートル当たりで算出する単価は、100円未満切り捨てとする。

四 建物等の費用負担額の単価は、次による。

100円未満のとき	1円未満切り捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

（算定単価）

第33条 費用負担額の算出に用いる単価は、次の事項によるものとする。

一 損失補償算定標準書（以下「標準書」という。）の単価

二 損失補償標準表（埼玉県発行）に定める単価

三 標準書及び損失補償標準表に記載されていない単価については、「建設物価（（一財）建設物価調査会発行）」、「積算資料（（一財）経済調査会発行）」又はこれらと同等であると認められる公刊物に記載されている単価及び専門業者の資料単価

（数量積算）

第34条 工種別工事費算出の数量等は建物用調査図及び損傷調査書に基づくものとする。

（費用負担額の算定等）

第35条 第29条第一号に定める費用の負担額は、同条第二号イ、ロ又はハに要する工事費（廃材処分費を含み発生材価格を控除する。）及びその他経費とする。

2 前項に定める費用負担額は、次の各号に基づいて算定し、費用負担額算定調書及び建物等の費用負担額算定書等に記入するものとする。

- 一 第29条第二号イ及びロの工事費は、標準書により算定する。
- 二 第29条第二号ハの工事費は、埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第16に定める再築工法に準じて算定する。
- 三 その他経費は、埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準第40条に準じて、必要となる経費を算定する。

（費用負担額の算定）

第36条 受注者は、費用負担の算定を指示された場合は、事務処理要領第7条（費用の負担）、同要領付録及び同要領に関するその他の通知等の規定に従って、損害等が生じた建物等の費用負担額の算定を行うものとする。

2 前項により難しい場合は、監督員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

（算定業務の完了）

第37条 受注者は、費用負担額の算定を行ったときは、次の各号に掲げる資料等を作成し、成果物として監督員に提出するものとする。

- 一 費用負担額算定調書（総括表）
- 二 費用負担額算定調書
- 三 建物等の費用負担額算定書
- 四 その他必要と認められるもの

2 前項の成果物は、建物別（建物単位）に編集し、表紙に年度、工事名、箇所（地区）名、業務の名称及び受注者名等を記載するとともに目次を付したうえ、容易に取り出すことが可能な方法によりファイルして提出するものとする。

第4章 費用負担の説明

（費用負担の説明）

第38条 費用負担の説明は、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）について権利者に理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

（連絡調整等）

第39条 受注者は、本業務の実施に当たり疑義を生じたとき及び関係機関等に連絡、折衝を行う必要が生じたときは、直ちに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。

（概況ヒアリング等）

第40条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、費用負担の説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況及び説明対象とされた建物等を把握するものとする。

3 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

（説明資料の作成等）

第41条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行い、費用負担説明資料を作成し、その内容等について監督員と協議するものとする。

- 一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

（権利者に対する説明）

第42条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること。
- 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得て

おくこと。

- 2 受注者は、正当な事由により費用負担額を改定する必要があると認められるときは、監督員に協議し、承認を得なければならない。
- 3 権利者に対しては、第37条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

（費用負担の説明の記録及び確認）

第43条 受注者は、権利者に費用負担の説明を行ったときは、その経過及び内容を記録し、必要に応じて監督員の確認を受けるものとする。

（説明後の措置）

第44条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて監督員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等の全てについて、権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに監督員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない、又は費用負担の内容等若しくはその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

（費用負担の説明業務の完了）

第45条 受注者は、公共事業に係る工事の施行者と当該権利者全てとの間で費用負担に関する契約を締結したとき又は当該業務の履行期限が到来したときは、権利者の最終状況を記載した費用負担説明報告書及び費用負担額を記載した個人別一覧表を作成し、成果物として、次の各号に掲げる資料等とともに綴り込み、監督員に提出するものとする。

- 一 費用負担説明資料
- 二 経過及び内容を記録した資料
- 三 協議（報告）書
- 四 その他必要と認められるもの

2 前項の成果物は、建物別（建物単位）に編集し、表紙に年度、工事名、箇所（地区）名、業務の名称及び受注者名等を記載するとともに目次を付したうえ、容易に取り出すことが可能な方法によりファイルして提出するものとする。